

DVってなに？

■ 配偶者やパートナーからの暴力

配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など親密な関係にある者またはあつた者（パートナー）からふるわれる暴力をDVといいます。

■ 「家庭内の問題」「個人的な問題」として表面化しなかった暴力

他人同士の間で起こった暴力は、警察に通報され、犯罪として処理されます。しかし、DVは、夫と妻の間では「家庭内の暴力」、「単なる夫婦げんか」と見なされ、恋人同士の場合でもプライベートな問題として軽視され、これまでなかなか表面化することがありませんでした。

■ DVは犯罪となる行為をも含む人権侵害です

私たちには、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利があります。しかし、DVは、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者（主に男性）が、立場の弱い者（主に女性）を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的事情や個人的な問題の範囲を越え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。

■ 根底にある男女の不平等な関係

暴力は、当事者の性別や閑柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対処する必要があります。

男女の経済力の格差や社会的地位の差など「男性優位」「男性中心」の社会構造、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識、また夫が妻に暴力をふるうことに寛容な考え方などが社会の根底にあります。このことが、夫婦や恋人等の間に暴力を生み出す背景になっています。

■ DVの特徴

身体的暴力は、DVのひとつのあらわれ方に過ぎません。加害者は、精神的、経済的、性的暴力など、さまざまな手段を巧妙に組み合わせて被害者との間に『支配し支配される関係』をつくっていきます。徐々に、その関係が固定化していきますが、被害者はコントロールされていることになかなか気づくことができません。

「力と支配」の構造がいったん作られると、加害者から被害者に対する支配がますます強化されていくと言われています。

[支配]

DVの存在する関係では、加害者の気分次第で、いつ「緊張した関係」が「激しい暴力」に変わるか分からず、被害者はピクピクしながら暮らし、加害者との生活そのものがストレスとなっています。加害者は、無視したり、「愛しているから」といって監視したり、相手の感情を揺さぶって自分の思い通りにしようとします。又、加害者は相手が自分の判断で物事を決定することを制限します。

[気づきにくいコントロール]

加害者が暴力をふるっても、その後、「二度としない」と反省した態度をとると、被害者は、加害者が行動を改めてくれるのではと期待したり、時おり「やさしく」されると、今までのことを許してあげようという気持ちになることもあります。又、一方的に、「お前が悪いからだ」と繰り返し言われ続けると、被害者も「自分が悪かった」ような気がしてきて、暴力の被害を受け続けても、なかなか自分自身のことを『被害者』であると認識できないものです。

[学習された無力感]

人間は、長い間支配され続けると、自分のことを何もできない価値のない存在だと思う傾向があります。そして、自分に暴力の責任や原因があると思い、加害者から離れる気力を失い、無力感や孤独感を持つようになっていくと言われています。強制的な、避けられない不快な経験をすると、自分では「もうこの状況を改善することはできない」という『あきらめ』に支配されるようになります。こうした心理状態は、「学習された無力感」と呼ばれています。



「支援者のためのマニュアル『DVと子ども』」(アジア女性基金、2005年)より抜粋

■ 暴力の背景にある加害者の心理

加害者の大きな特徴は支配と特権意識を持っていることだと言われています。女性や子どもを支配し、自分の所有物のように扱います。又、「男性の意に沿わない時は女性に暴力をふるってもいい」といった社会通念の影響もあり、自分の暴力を正当化して考えがちです。

加害者は、「妻に落ち度があるから『しつけ』をしているのだ」、「ちょっと脅かそうとしただけ」など、暴力を過小評価しがちです。加害者が自分が暴力をふるっていると意識していないのもDVの特徴です。

加害者には、学歴や収入、職種、年齢など特定の傾向はありません。そのなかには、家庭以外では人当たりがよく、誠実そうで、社会的信用もあり、周囲からパートナーに暴力をふるうなど想像できないと思われている人も少なくありません。

■ 理解されにくい被害者の心理

DVの関係が長く続くと被害者は、たとえ物理的に加害者から離れられたとしても、精神的な支配からは、なかなか逃れられない傾向がみられます。加害者から強いストレスを受け、精神的に不安定になっている時などは、なおさら、暴力をふるわれてもしかたがないと思ってしまいます。加害者によって、そのような精神構造になるようおのずと仕向けられていくからです。

支配する最も効果的な方法は、被害者を周囲から孤立させてしまうことだと言われています。孤立した状態で心理的な暴力を受け続けると、被害者は、暴力に抵抗する力とその人自身が生きていく力を奪い取られてしまいます。その結果、自分はどうすることもできないと自信を失い、被害者であることを自覚しにくく、加害者から逃げにくくなります。

「逃げたら殺されるかもしれない」という極端な恐怖よりも、「仕方がない」「夫からはもう離れることができない」という無力感、「夫はいつか暴力をふるわなくなるかもしれない」という期待、さらに、自活するための生活力や子どもの安全、就学、それまで続けていた仕事や人間関係を失うことへの不安も大きいものです。

また、“愛着*”、“一人になってしまことへの寂しさ”、“寂しさに耐えられないことによるしがみつき”といった心理も忘れてはなりません。

支援にあたっては、被害者のこうした心理状態を理解し、思い込みや不安を、一つひとつ取り除いていく必要があります。

*愛着（アタッチメント）：人と人との情緒的な絆、親子関係、夫婦関係などの緊密な愛情關係



■ 暴力の構造

暴力が存在する関係の背景には、下の図のように、一方が他方を支配する「力と支配」の構造が存在すると言われています。



出典：版権者であるCasa Myrna Vazquez, Inc.の承認を得てElain Alpert改変

暴力が与える影響

■DVは被害者の心や身体に影響を与えます

身体的な暴力によるケガは多様で、後遺症が残ったり、時として死に至ることもあります。また、暴力への不安や緊張は、心身ともにダメージを与えます。将来への不安や絶望、孤独感、男性への恐怖心、暴力を自分のせいだと思いこむ自責の念などにより、心は深く傷つけられます。PTSD（心的外傷後ストレス障害）や不眠、頭痛、動悸、下痢、胃痛などの症状が表れることもあります。さらに、自殺に追い込まれたり、思い余って殺人を犯すこともあります。

また、性的関係の強要等の性的暴力は、望まない妊娠や中絶の原因となり、妊娠中の暴力は流産や死産につながることがあります。

このほか、暴力やそれによる心身のダメージで仕事が続けられなくなったり、良好な対人関係が築けなくなるなど、社会から孤立していきます。さらには、子どもへの虐待につながることもあります。

■子どもにも深刻な影響を与えます

DVの加害者は、しばしば子どもにも暴力をふるっていることがあります。また、直接的な暴力はなくても、暴力を目撃したり、怒鳴り声を聞く家庭環境は、子どもに大きなストレスを与えています。情緒不安定や夜泣き、うつ、不登校などの症状が多く見られ、成長しても対人関係がうまく築けないなど、子どもの成長に計り知れない影響があると言われています。

子どものためにと我慢している結婚生活が、子どもに深刻な影響を与えているかもしれないことを、考えなければなりません。



DVの間違った思い込み

「DVとはこういうものだ」という“思い込み”が、事実と異なるにもかかわらず一般的に信じられていることにより、被害者が他の人に相談しても、適切な支援を受けられず、暴力への対応を遅らせ、助長させる原因ともなっています。

■ 暴力をふるう人に決まったタイプはありません。

暴力をふるうのは、アルコールや薬物の依存症、あるいは特定のタイプの人だといった思い込みがあります。確かに、アルコール等と暴力の関連が問題視される事はあります。が、これとは関係なく暴力をふるう人も多く、決定的な要因ではありません。

暴力をふるう人には、職場や地域では人当たりが良く、真面目で、社会的信用がある人も多く、周囲は、暴力をふるうとは想像できず、親きょうだいでも「あの人に限って」と信じてもらえない場合があります。

■ 被害者・加害者は学歴・収入・年齢を問いません。

DVは、学歴、職業の有無や種類、年収、年齢にかかわらず、発生しています。

■ 暴力をふるわれる側に責任はありません。

「殴るのは、殴られる側にそれなりの原因があるからだ」と暴力を正当化しようとする考え方があります。そのため、「彼の嫌がることを自分が言ったから」「言わされたとおりしなかったから」と相手の暴力を自分の落ち度のせいと思い込んでいる被害者が大勢います。

多くの加害者が、そのように思い込ませようとします。

また、暴力をふるったことを否定したり、「ちょっと脅かそうと思ってやっただけ」と暴力を過小評価したりします。

どんな理由であれ暴力を正当化することはできません。

暴力は、相手の人権を著しく侵害するものです。絶対に許されない行為であり、あくまで加害者に責任があるのです。

被害者が逃げられないのはなぜ?

■ 「どうして逃げないのか」と責めるのではなく、さまざまな困難を理解しておく必要があります。



恐怖感

逃げたら自分や家族が殺されるかもしれない。

無力感

わかってくれる人は誰もいない。

思い込み

彼の機嫌を損ねないように
自分さえ我慢すれば…。

どんな父親でも
子どもには必要。

経済的な
問題

本当は優しい人なのに、
殴るのはストレスがたまっているから…。

子どもの
問題

夫の収入がなければ
生活できない。

家を出たいけど住む家がない。

子どもの学校はどうするのか。

被害者の身近にいるみなさんへ

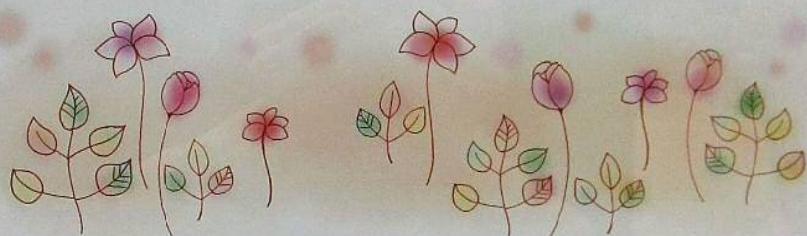
■ 「あなたは悪くない」の一言が被害者の力になります。

「加害者にも言い分が……」とか、「殴られるほうにも非が……」という言葉や態度は、勇気を出して相談した被害者を更に傷つけるだけでなく、誰かに相談し救いを求めることがあります。

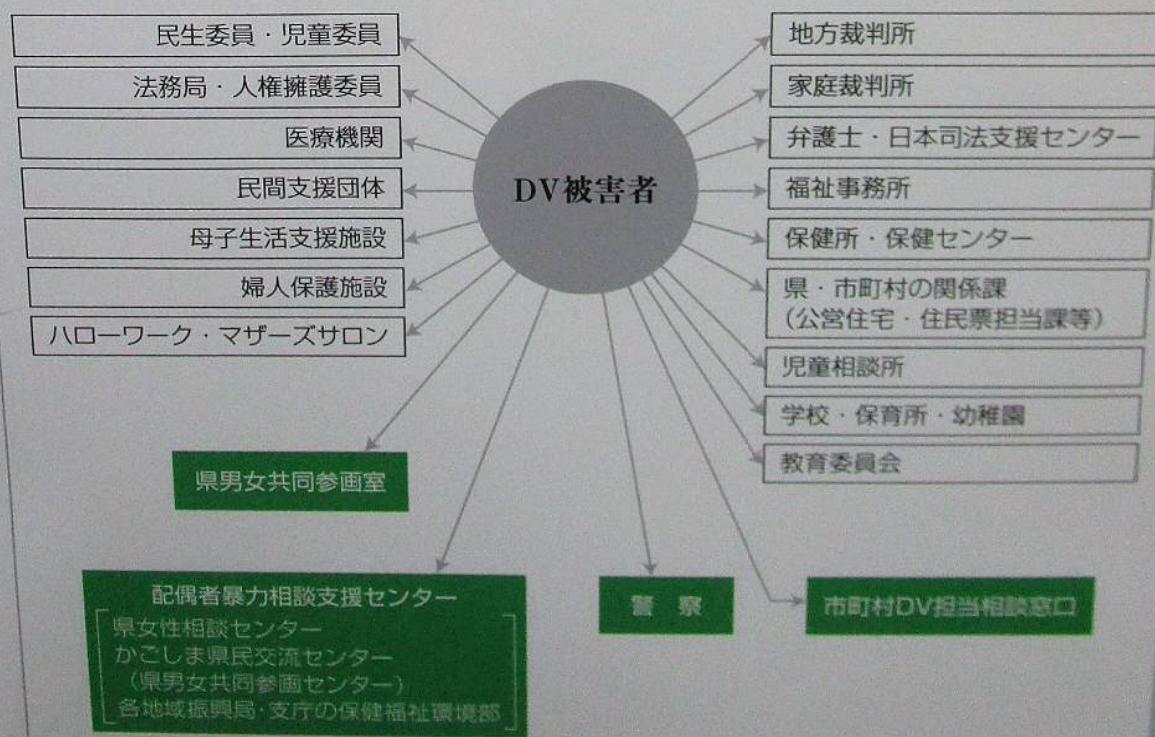
DVで悩んでいる人があなたの身近にいたら、その人の話をありのままに受け入れてください。

そして、「あなたは悪くない」と声をかけてください。それが、その人が解決の方向を見出す力になります。

そして、相談を受け、支援をする機関があることを伝えてください。



<被害者の主な支援機関>



DVに関する相談窓口

～相談は無料 秘密は守ります～

◆ 配偶者暴力相談支援センター（県内9か所）

DVに関する相談、被害者やその子どもなどの一時保護、自立のための情報提供などの支援を行います。

	施設名	TEL	所在地	相談時間
1	県女性相談センター *緊急に加害者からの保護が必要なとき *夫婦や子どもの悩みを相談したいとき	099-222-1467	鹿児島市	*相談員が相談をお受けします。 月～水・金 8:30～17:00 木 8:30～20:00 日 9:00～15:00
2	県男女共同参画センター *夫婦や子どもの悩みを相談したいとき	099-221-6630 099-221-6631	鹿児島市	*相談員が相談をお受けします。 火・休館日の翌日9:00～20:00 水～日 9:00～17:00
3	鹿児島地域振興局保健福祉環境部	099-272-6301	日置市	
4	南薩地域振興局保健福祉環境部	0993-53-8001	南さつま市	
5	北薩地域振興局保健福祉環境部	0996-23-3166	薩摩川内市	
6	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	0995-44-7965	霧島市	
7	大隅地域振興局保健福祉環境部	0994-52-2123	鹿屋市	
8	熊毛支庁保健福祉環境部	0997-22-1138	西之表市	
9	大島支庁保健福祉環境部	0997-57-7243	奄美市	

◆ 警察 (*身の危険を感じた場合は110番へ！)

被害者の意思を尊重しながら、加害者の検挙や加害者への指導、警告、被害者の保護などを行います。

	名称	TEL
1	県警察本部 総合相談窓口（24時間）	#9110（プッシュ回線のみ）、099-254-9110
2	県警察本部 生活安全企画課	099-206-0110（代表）
3	最寄りの各警察署（生活安全係）	

◆ 法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

『女性の人権ホットライン』 TEL 0570-070-810 (全国共通 平日8:30～17:15)

◆ 法テラス鹿児島

TEL 0503383-5525 簡単な法制度及び相談窓口の紹介を行います。

◆ 国の「配偶者からの暴力被害者支援情報サイト」

内閣府男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>